

社 第 630 号  
令和 5 年 10 月 27 日

社会福祉法人大東福社会  
理事長 西尾 浩志 様

大垣市長 石田 仁

令和 5 年度社会福祉法人の指導監査結果について（通知）

令和 5 年 10 月 13 日に実施しました貴法人に対する指導監査において、「文書指摘事項」に該当する事項はありませんでした。

なお、別紙のとおり軽微な不備等が見受けられましたので、各事項について所要の是正措置を講じてください。ただし、措置状況の報告は不要です。

今回の指導監査の結果について不明な点等がある場合には、次の担当までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

大垣市健康福祉部社会福祉課 監査グループ			
主幹	森	担当	馬場
電話	直通 (0584) 47-7285 代表 (0584) 81-4111 内線 2435		
FAX	(0584) 81-5500		

(別紙 1)

社会福祉法人指導監査に係る指摘事項及び措置状況等

法人名：社会福祉法人大東福祉会  
監査実施日：令和5年10月13日(金)

口頭指摘事項

**1. 計算書類の様式について**

計算書類の様式等について会計基準に則して作成されたい。具体的には、第一号第二様式資金収支内訳表は資金収支の事業区分単位の内訳を表示するものであるが、作成されている資金収支内訳表はサービス区分単位の内訳を示すものとなっている。

【社会福祉法人会計基準 第一号第二様式 資金収支内訳表】

**2. 他の事業区分からの繰入金収益(収入)や繰入金費用(支出)について**

他の事業区分からの繰入金収益(収入)や繰入金費用(支出)について、「事業区分間繰入金収益(収入)」「事業区分間繰入金費用(支出)」と処理すべきところ、「拠点区分間繰入金収益(収入)」「拠点区分間繰入金費用(支出)」に計上されている。そのため、資金収支内訳表や事業活動内訳表において、内部取引が相殺消去されていないため、今後は適正に計上されたい。

【社会福祉法人会計基準 第一号第四様式、第二号第四様式】

**3. 計算書類に対する注記について**

計算書類に対する注記が法人全体では作成されているが、拠点区分ごとにも作成すること。また、法人全体の注記に「15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の項目を追加すること。

【社会福祉法人会計基準第29条第1項及び第4項】

## 助言事項

(※法人運営に資するものと考えられる事項の助言であり、必ずしも従わなければならないものではない。)

### **1. 理事会の日程調整について**

理事及び監事が出席できるよう、日程調整されているとのことだったが、今後も理事会の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することにより欠席者がでないよう理事会を招集すること。

【社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障第890号厚生省大臣官房障害保健福祉部長他連名通知)別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1】

### **2. 理事長の執行状況報告について**

理事長等が職務の執行状況について、理事会に報告をされているが、今後も定款に則り報告し、議事録にその旨を記載すること。

【社会福祉法第45条の16第3項、定款施行細則第14条第2項】

### **3. 役員報酬の計上について**

役員報酬に理事の職員給与等も計上されているとのことのため、勘定科目を確認されたい。

【貴法人経理規程第11条】

### **4. 会計帳簿の電磁的記録の作成について**

仕訳帳及び総勘定元帳は電磁的記録をもって作成しているとのことであったが、経理規程にその旨の記載がないため、記載することが望ましい。

(参考：モデル経理規程例 第13条第5項 会計帳簿は電磁的記録をもって作成する。)

【社会福祉法人会計基準第三条、貴法人経理規程第12条】

### **5. (勘定科目)別表1について**

貴法人経理規程第10条(勘定科目)別表1→ 経理規程第11条(勘定科目)別表1と修正されたい。

【貴法人経理規程第11条】

### **6. 月次報告について**

貴法人経理規程第32条によると「各拠点区分ごとに月次試算表を作成」とあるが、法人全体の月次試算表及びサービス区分の内訳を表示した月次試算表は作成されているが、拠点ごとの試算表が作成されていないため、適切に対応すること。

【貴法人経理規程第32条】

#### **7. 有料老人ホームの収益(収入)の勘定科目について**

有料老人ホームの収益(収入)がその他の事業収益(収入)に計上されているが、老人福祉事業収益(収入)に計上することが望ましい。その際は、経理規程第11条(勘定科目)別表1についても修正されたい。

【貴法人経理規程第11条】

#### **8. 会計伝票について**

会計伝票において、取引内容が記載されていない箇所が散見されたため、適切に作成すること。

【社会福祉法人会計基準第3条】

#### **9. 附属明細書について**

附属明細書の記載に不備があったため、適正に作成すること(国庫補助金等特別積立金明細書に前期繰越額が記載されていない、賞与引当金の目的使用欄が正しく表示されていない)。

【社会福祉法人会計基準第30条】